



保 発 0 2 2 4 第 4 号
平成 2 4 年 2 月 2 4 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 5 0 条の
厚生労働大臣が定める日を定める件の適用について

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 5 0 条の
厚生労働大臣が定める日を定める件（平成 2 4 年厚生労働省告示第 6 3 号）が本日
公布され、同日付で適用されるので、下記について御了知の上、貴都道府県内の市
町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合に対する
周知徹底に遺漏なきよう配慮願いたい。

記

第 1 趣旨及び内容

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 2 3
年法律第 4 0 号）第 5 0 条等において、東日本大震災の被災者に係る入院時食事療
養費の標準負担額等については、避難所では食費・光熱水費がかからないこととの
均衡を図る観点等から、平成 2 3 年 3 月 1 1 日から平成 2 4 年 2 月 2 9 日までの間
において特定被災区域における災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）第 2 条に
規定する救助の実施状況を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間、免除するこ
ととされている。

今般、この厚生労働大臣が定める日については、被災地における仮設住宅の整備
状況等を踏まえ、平成 2 4 年 2 月 2 9 日とする。

第 2 適用日

平成 2 4 年 2 月 2 4 日（公布日）